

# 日本退職教職員協議会和歌山会則

## 第1条 名 称

本会は日本退職教職員協議会和歌山（略称「日退教和歌山」）と称し、事務所を「日教組和歌山」内に置く。

## 第2条 目 的

本会の目的は、退職後の充実した豊かな生活、確かな社会を将来に受け継ぐために退職教職員の生活・年金・医療・福祉・厚生の改善、経済的・社会的・政治的地位の向上を図ることにある。

## 第3条 事 業

本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 退職教職員とその家族に対する親睦の機会を提供すること。
2. 生活情報の提供と日退教和歌山新聞を年4回以上発行すること。
3. 会員の生活安定と向上の活動に関すること。
4. 日教組・教職員共済との協力に関すること。
5. その他本会の目的達成に関すること。

## 第4条 構 成

退職した教職員で、本会の目的に賛同した会員で構成する。

## 第5条 役 員

本会に、次の役員を置く。

- |       |                |
|-------|----------------|
| 会 長   | 1名             |
| 副 会 長 | 若干名            |
| 事務局長  | 1名             |
| 幹 事   | 若干名（うち1名は会計担当） |
| 会計監査  | 若干名            |
2. 顧問を置くことができる。

## 第6条 機 関

本会の運営を円滑にするため次の機関を置く。

総会、幹事会、事務局

## 第7条 総 会

本会は、全会員で構成する最高議決機関の総会を置く。

2. 総会は、年1回、6月をめどに開く。やむを得ない事情により開催が困難な場合は、幹事会をもってそれに代えることができる。
3. 総会は、定足数を定めず、議決は出席者の過半数の賛成によるものとする。
4. 総会は、役員の選出、活動方針、予算及び決算、会則の改正等、本会の目的達成に必要なことを決定する。

## 第8条 幹事会

幹事会は、年4回以上開き、第5条による役員（会計監査を除く）、現職組合代表者で構成する。

2. 幹事会は、役員の選出案、会計や監査案を作成、活動方針による事業計画を実施する。
3. 幹事会は、公開され、役員以外の参加を妨げない。

## 第9条 事務局

事務局は、会長、事務局長、事務局員で構成する。必要あるときには部会を置く。

2. 事務局は、総会、幹事会の決定事項の執行にあたる。
3. 事務局会の決定事項については、幹事会に報告する。

## 第10条 会計

本会の会計は、4月～翌年3月を1会計年度とし、会費・助成金及び寄付金等により運営する。

2. 会費は、年間1,800円とし、原則として2年分まとめて納入するものとする。
3. 会計監査は、会計年度毎に監査し、総会、幹事会に報告する。

## 第11条 会則の改正

この会則は、総会で出席者の三分の二以上の賛成を得た時に改正することができる。

平成4年4月16日 議決

2022(令和4)年6月21日 改正